

	対象者	制度名	概要		問合せ
給付金等	子育て世帯	新生児特別額給付金【上富良野町での独自事業】	1人あたり <b>10万円</b>	令和2年4月28日から令和3年3月31日までに生まれて、出生により町の住民基本台帳に登録された新生児に対して、1人あたり10万円を給付します。	特別給付金対策チーム ☎45-6400(総務課)
		子育て世帯への臨時特別給付金	児童1人あたり <b>1万円</b>	児童手当(本則給付)を受給する世帯に対し、対象児童1人あたり1万円を支給します。	特別給付金対策チーム ☎45-6985(町民生生活課)
		ひとり親世帯への臨時特別給付金	1世帯 <b>5万円</b> (第2子以降3万円/人)	低所得のひとり親世帯について、子育ての負担の増加や収入の減少に対する支援を行うため、臨時特別給付金を支給します。 児童扶養手当受給世帯等への給付：1世帯5万円(第2子以降3万円/人) 収入が減少した児童扶養手当受給世帯等への給付：1世帯5万円	ひとり親世帯臨時特別給付金コールセンター ☎0120-400-903
	感染・感染の疑いで無給や減給になった	国民年金保険等の傷病手当金の支給	新型コロナウイルスに感染したり感染が疑われたりして、無給や減給になった場合に、国民健康保険、後期高齢者医療の <b>傷病手当金</b> を受け取れる場合があります。		役場町民生生活課 ☎45-6985
	休業中に賃金の支払いを受けていない	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金	新型コロナウイルス感染症の影響等により事業主の指示により休業した中小企業の労働者のうち、その休業に対する賃金(休業手当)受けることができない方に、 <b>休業前賃金の80%(1日あたり11,000円上限)</b> を休業実績に応じて支給します。 対象期間：令和2年4月1日～令和3年2月28日		休業支援金・給付金コールセンター ☎0120-221-276
	収入減で家賃が払えない	住居確保給付金の支給対象範囲拡大	休業等による収入減少で住居を失うおそれのある方に対し、 <b>家賃相当額(上限あり)</b> を支給します。 ※離職・廃業後2年以内/給与等を得る機会が該当個人の責に帰すべき理由・都合によらず減少し、離職や廃業と同程度の状況にある人		自立相談支援機関 かみかわ生活あんしんセンター ☎0166-38-8800
収入減で学費が払えない	高等教育修学支援新制度	予期できない事由により家計が急変し、世帯(父母等)の収入が減った場合、授業料等減免や給付型奨学金の対象となる場合があります。		(独)日本学生支援機構奨学金相談センター ☎0570-666-301	
	高校生等奨学給付金(道立・私立高校)	家計急変世帯に対して、授業料等以外の教育に必要な経費を給付します。		道立：教育庁高等学校課 ☎011-204-5760 私立：北海道庁学事課 ☎011-204-5766	
貸付	休業・失業等で生活資金に不安	主に休業された方等向け緊急小口資金	最大 <b>20万円</b>	据置期間：貸付日から1年以内 返済期間：据置期間経過後2年以内	上富良野町社会福祉協議会 ☎45-3505
		主に失業された方等向け総合支援資金(生活支援費)	単身世帯 月 <b>15万円以内</b>	複数世帯 月 <b>20万円以内</b>	
		動労されている方や離職された方向け勤労者福祉資金	教育費や一般生活費などの資金を、取扱金融機関を通じて低利で融資します。	<b>中小企業従業員、非正規雇用労働者</b> ：120万円以内(金利年1.6%、保証料年0.5%)※新型コロナウイルス感染症の影響により休業を余儀なくされた勤労者の方に対して、保証料を免除(2021.3月末申込み受付分まで) <b>季節労働者</b> ：120万円以内(金利年0.6%、保証料免除) <b>事業主都合の離職者</b> ：100万円以内(金利年0.6%、保証料免除)	
猶予	納税が今は厳しい	納税の猶予(道税・国税・町税)	期限内に納税ができない場合は、納税の猶予が適用される場合があります。 <b>【町税について(納税の猶予)】R2.2.1～R3.1.31に納期限が到来するすべての町税が対象となります。</b> 道税・国税についても、同様に適用される場合がありますが、納付先が異なるため、それぞれにお問い合わせください。		町税：役場町民生課税務班 ☎45-6989 道税：上川総合振興局納税課 ☎0166-46-5100 国税：札幌国税局猶予相談センター ☎0120-291-675
	国民年金保険料が払えない	国民年金保険料の猶予	支払が困難になった方を対象に国民年金保険料の <b>支払いの猶予</b> などが適用できる場合があります。		旭川年金事務所 ☎0166-27-1611 役場町民生生活課 ☎45-6985
	水道料金等の支払いが厳しい	上下水道料金のご相談	収入の減少などにより、上下水道料金のお支払いが困難な世帯や事業者の方は、支払い期限の延長や分割支払いについて、ご相談をお受けしています。		役場建設水道課 ☎45-6982
その他	上富良野町での独自事業	プレミアム付き商品券発行事業	<b>【販売価格】</b> 子育て世帯： 1セットを10,000円で販売(15,000円分=500円×30枚) 一般世帯： 1セットを10,000円で販売(13,000円分=500円×26枚)	※販売終了しました。使用期限にご注意ください。 <b>【使用期間】</b> 令和2年12月1日(火)～令和3年3月15日(月) ※使用期限を過ぎた商品券は利用不可	上富良野町商工会 ☎45-2191